

札幌市豊平区西岡・福住地区在宅医療連携拠点事業推進協議会 設置要領

(目的)

第1条 札幌市豊平区西岡・福住地区在宅医療連携拠点事業推進協議会（以下、「協議会」という。）は、札幌市豊平区西岡・福住地区において、地域の医師、歯科医師、看護師、薬剤師、社会福祉士などの多職種協働による在宅医療の支援体制を構築し、地域における包括的かつ継続的な在宅医療の提供を目指すとともに、今後の在宅医療に関する政策立案や均てん化などに資することを目的とする。

(構成)

第2条 協議会は、地域の医師、歯科医師、看護師、薬剤師、社会福祉士などの医療福祉従事者をもって構成する。

(事業内容)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 多職種連携の課題に対する解決策の抽出について
- (2) 在宅医療従事者の負担軽減の支援について
- (3) 効率的な医療提供のための多職種連携について
- (4) その他必要な事項

(会長)

第4条 協議会に会長および副会長を置く。

- 2 会長は合同会議において選出する。
- 3 副会長は会長が指名する。
- 4 会長は、協議会及び会議を統括する。副会長は会長を補佐する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があるときは、構成員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第6条 協議会にワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループは、会長が召集する。
- 3 ワーキンググループは、協議会における事業内容について具体的な検討を行い、その結果を協議会に報告する。

4 ワーキンググループは、必要があるときは、構成員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局を社会医療法人恵和会西岡病院地域連携室に置く。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附則

この要領は、平成23年6月21日から施行する。